

建築相談委員会

目的

建築相談委員会は、一般市民に開放された窓口「建築相談室」を運営する委員会です。1967年に始まった「建築相談室」から60年にもおよぶ実績があり、1997年から常設委員会として活動しています。

近年、一般消費者が専門家である建築士に、建築の知識や建築トラブルに関して相談する件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化しています。建築士の業務責任などの問題も含め、会員建築士からの相談も増加しており、建築問題の早期解決につながる建築相談室の役割は重要です。

建築相談は、社会にとって役立つ建築士の存在をアピールできると共に、委員自身にとっても有意義な活動で、建築士の社会的貢献を目的とし、委員相互の研鑽に努めています。

規程

1 建築相談委員会・委員

建築相談委員会委員（以下「委員」という）は建築相談事例の研究、行政や他団体等への協力、社会的な建築問題への対応等々の活動を通して、建築に関わる諸問題についての学習や考察に励むとともに、その研修研鑽の場である委員会（定例会議）、及び委員会が主催する各種活動に積極的に参加する。尚、委員の任期は原則2年とする。

委員にあっては、やむを得ない事由がある場合を除き、委員会（定例会議）への出席がその期の開催数の過半に満たない場合、又は相談担当者として不適切な言動があった場合は、原則として次期の委員に選任しない。但し、それらについて改善がみられた場合は、建築相談委員会委員長（以下「委員長」という）判断により改めて委員に選任することができる。

2 建築相談室・相談担当者

建築相談室・相談担当者は、（公社）日本建築士会連合会相談本部会主催の「建築相談委員のための講習会」もしくは（一社）東京建築士会建築相談委員会主催の「相談業務マニュアル講習会」を受講し、建築相談室に補助参加の研修等を経た委員の中から、委員長が選任する。尚、相談担当者の任期は委員としての任期に準ずる。

3 建築相談委員会・オブザーバー

- ①委員会（定例会議）に参加できるオブザーバーの制度を設ける。
- ②オブザーバーは適時、若干名を東京建築士会会報等にて募集する。
- ③オブザーバーの応募者は、事務局に申し込みを行い、正副委員長（委員長を含む2名以上）の面談を経た後、委員長によりオブザーバーに選任される。
- ④委員会へのオブザーバーの参加期間は原則として1年程度とする。
- ⑤2名以上の委員が推薦し、更に委員長の承認を得たオブザーバーは、新たな委員として選任される。

4 建築相談委員会・見学者

- ①見学者は、事務局に申し込みを行い、委員長の判断により、委員会（定例会議）に参加できる。
- ②見学者は、上記オブザーバーの要件を満たした場合に、オブザーバーに選任される

5 「建築士会会員倫理規定」及び、〈個人情報保護方針〉の遵守

委員並びにリザーバー及び見学者は、東京建築士会の「建築士会会員倫理規定」及び、〈個人情報保護方針〉を十分理解し、これらを遵守する旨を書面で誓約する。

相談業務マニュアルは、相談委員の立場、相談の流れ、面接相談、電話相談、現地相談の各対応方法、現地調査の目的と概要、調査報告書作成業務の留意事項が示されているA4版36ページの資料です。

このマニュアルに基づいて、講習会を実施し、委員の研修研鑽に努めています。



相談も複雑化しており、法律（民法）の判断が必要とされる相談も増えてきているために、相談担当者が必要に応じて相談できる相談弁護士として、2006年から2名の弁護士と顧問契約を結んでいます。

相談業務 マニュアル

相談弁護士の 制度

建築相談室

1 面接相談（無料）（ウェブ相談を含む）

基本毎週月曜日 13:00～16:00、原則的に同一内容は2回までとします。相談者の希望によりウェブ相談も行います。

[相談時間30分、電話予約・先着順]

2 電話相談（無料）

建築相談受付時間内にて、相談対応が可能か否かを判断し実施します。相談日に、相談担当者が面接相談対応中でない場合に限り、電話相談を受け付けます。

[相談時間原則15分]

3 現地相談（有料）

面接相談時に相談者が要望した場合及び相談担当者が必要と判断した場合に実施します。[現地相談時間は原則60分。料金10,000円/60分(税別)+往復の交通費]

※ 係争中の案件についての相談は受けられない。

相談者の要望により、相談担当者あるいは現地相談担当者が個人としてが受任する業務とします。調査内容が専門分野と異なる場合や、担当者が現地調査講習会を受講していない場合は、現地調査委員名簿より相談者に選定して貰い、業務委託契約書を交わした上で実施します。

現地調査業務 及び報告書 作成業務 (有料)

会員のための 無料建築 相談室

相談には経験豊かな建築士と建築紛争事案に精通した弁護士がペアを組み、対応しています。

- 開催日：原則として木曜日 13:00～16:00
- 相談時間：30分
- 電話予約制となります（先着順）
- 申し込み：03-3527-3100（代）

定例会議

隔月に定例会議を開催しています。各種報告事項に続いて、建築相談室及び会員のための相談室の報告とその質疑等を行い、また、今後の相談担当者の確認などを行っています。



建築士と弁 護士が行う 建築相談会 (無料)

欠陥建築の被害を未然に防ぐためと建築トラブルの早期解決のために、建築士と弁護士が同席の上、建築の全般的相談、法的な相談を受けます。

2001年に開始し、原則として年1回開催。(11月の第一または第二土曜日)



今後の活動 方針

2016年から、建築相談室の相談担当者を2人体制とし、委員相互の研鑽に努め、一般市民と会員のために役立つ建築相談委員会を目指しています。

東京都など公共団体の建築相談事業に協力すると共に、建築士会・関東甲信越ブロックの相談活動との連携、支部の相談活動の支援を図っていきます。

委員会名簿

委員長	小野加瑞輝	一級建築士事務所(株)エコライン
副委員長	伊藤正人	一級建築士事務所 スタジオ・マヤステーション
	川崎洋子	マーブル建築事務所
	木村勇治	一級建築士事務所 ワイ企画設計室
	田中秀弥	田建築研究所 ATELIER “DEN”
委員	青木清美	(有)青木工業
	阿部弘明	(株)空間デザイン東京事務所
	安藤貴昭	安藤貴昭建築設計事務所
	小野澤裕子	小野澤裕子建築設計事務所
	佐藤麻子	ASAデザイン一級建築士事務所
	立松靖子	(株)ジー企画設計事務所
	津端英男	(有)三起総合企画
	根来とも子	(有)設計室ゆ・と・か 一級建築士事務所
	八田 創	一級建築士事務所 八田創建築研究室
	原田賢一	(有)コンパクツ
	藤 悟志	X設計室一級建築士事務所
	増沢幸尋	増沢デザイン
	松岡浩一	(有)エスティアール構造設計
	村田正博	一級建築士事務所 ネットプランニング
	山中誠一郎	(株)都市建築設計事務所 デザインタンク
	吉野百合江	結人建築設計事務所